

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(卒業式の期日)</p> <p>第4条 <u>小学校</u>の卒業式は、<u>3月20日</u>から同月31日までの間に行うものとする。</p> <p><u>2</u> <u>中学校</u>の卒業式は、<u>3月15日</u>から同月31日までの間に行うものとする。</p> <p><u>3</u> 校長は、特別の事情がある場合において、<u>前2項</u>の規定により難しいと認められるときは、委員会の承認を受けて別に卒業式の期日を定めることができる。</p>	<p>(卒業式の期日)</p> <p>第4条 <u>学校</u>の卒業式は、<u>3月15日</u>から同月31日までの間に行うものとする。</p> <p><u>2</u> 校長は、特別の事情がある場合において、<u>前項</u>の規定により難しいと認められるときは、委員会の承認を受けて別に卒業式の期日を定めることができる。</p>